

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

(平成20年3月策定 令和8年3月更新)

1 現 状

本県の技能労務職員の給与等の現状は、次のとおりです。

(1) 技能労務職員の給与等に関する事項

○ 適用給料表《技能労務職給料表》

国や他の都道府県の技能労務職員に適用されている給料表の支給水準との均衡を考慮して定められています。

○ 初任給の状況

212,557円（高校卒1級9号給、調整率加算後）

○ 給 与

①毎月決まって支給されるもの

例：給料・諸手当（通勤手当、扶養手当、住居手当等）など

②特殊な業務に従事したときに支給されるもの

例：時間外手当・特殊勤務手当など

③臨時に支給されるもの

例：期末・勤勉手当など

○ 昇給・昇任など

・昇給は年1回(1月1日)で、勤務成績により昇給号数を決定します。

・在職15年以上で、勤務成績が優秀な場合には、主任に昇任させることができます。

(2) 技能労務職員職種別平均年齢、平均給与月額等（都道府県比較）

山梨県	平均年齢	平均給与月額	全都道府県	平均年齢	平均給与月額
	56.2	405,424		53.7	366,100
うち学校給食員	56.0	413,125	うち学校給食員	56.5	355,800
うち用務員	54.8	394,025	うち用務員	55.3	355,300
うち自動車運転手	56.9	425,169	うち自動車運転手	57.3	368,400

※ 企業局在職者を除く。

※ 基準日：令和7年4月1日本県技能労務職員のラスパイレス指数123.6（全国1位）

(3) 民間類似職種との比較（職種別）

職種	山梨県の技能労務職員		民間（賃金構造基本統計調査）		
	平均年齢	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
学校給食員	56.0	413,125	飲食物調理従事者	49.2	267,100
用務員	54.8	394,025	他に分類されない運搬等従事者	54.5	230,800
自動車運転手	56.9	425,169	乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）	66.0	249,200

※ 技能労務職員（公務員）と民間（賃金構造基本統計調査）は、年齢、業務内容、雇用形態等が異なり、比較できませんが、あくまでも参考データとして掲載しました。

※ 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）の概要

- ・ 常用労働者10人以上の民間事業所を対象
- ・ 調査対象に、1箇月以内の雇用期間の者や日々雇用労働者で4・5月にそれぞれ18日以上雇用された者、非正規社員、派遣社員を含みます。

(4) 年齢別職員数

年齢	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～	計
職員数	0人	0人	6人	53人	59人

※ 企業局在職者を除く。

2 見直しに向けた基本的な考え方

- ・ 技能労務職員の給与は、一般職員と同様、給料と諸手当であり、職務の内容や責任、さらに、生計費、国や他の地方公共団体の類似職種の職員の給与等も考慮して条例及び規則で定められています。
- ・ 本県においては、技能労務職員を含む全職員を対象とした給与構造改革や特殊勤務手当などの諸手当の見直しなど、これまでも給与の適正化に向けた取組を随時実施してきたところですが、地方公共団体の技能労務職員の給与について、民間企業の同種の従業員の給与と比較した場合その水準が高いとの指摘があり、地域の民間給与の事情をより一層反映させた住民の理解と納得が得られるものとするのが求められています。
- ・ このため、技能労務職員の給与水準やその業務内容などについて、必要な見直しをさらに行って参ります。

3 具体的な取組内容

(1) これまでの取組み

① 給与の適正化及び事務事業の見直しなど（平成17年度以降）

・平成17年3月

国で策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の中で、技能労務職員の給与制度や運用が見直し項目の一つとされました。

・平成17年12月

県では、国の上記指針に対応する「第二次行財政改革プログラム」を策定し、技能労務職員の給与に関しても、国や他県の状況、県内企業の実態等を踏まえ、適正な給与水準の調査・検討を実施することとし、次のような具体的な取組みを行いました。

【具体的な取組内容】

①給与構造改革の推進（平成18年度～）

- ・技能労務職員の給料水準平均4.6%引き下げ
- ・57歳を超える職員の昇給抑制
- ・枠外昇給の廃止

②退職手当制度の見直し（平成18年度～）

- ・国家公務員に準じ、在職期間中の貢献度をよりの確に反映した制度に改正

③特殊勤務手当の見直し（平成17・18年度）

- ・特殊な勤務に対する国の手当支給基準等との整合、月額特殊勤務手当の日額化の徹底などの観点から見直し
- ※ 3手当廃止、2手当日額化、1手当支給対象見直し

④事務事業の見直しと外部委託の推進（平成17年度～）

- ・事務事業の見直しに伴う人員削減
運転技術員、文書事務員
- ・外部委託
調理業務(中央病院、あけぼの医療福祉センター)
守衛業務(中央病院)
自動車運転業務(あけぼの医療福祉センター)
- ・退職不補充による非常勤化の推進
学校用務員業務等

② 平成19年度以降の技能労務職員数の状況

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
職員数(人)	265	237	212	169	163	147	138	130	121	112
	100.0%	89.4%	80.0%	63.8%	61.5%	55.5%	52.1%	49.1%	45.7%	42.3%
《内訳(人)》										
一般行政	139	124	110	77	74	65	63	59	59	54
教育関係	81	69	62	56	55	50	45	41	36	35
警察関係	45	44	40	36	34	32	30	30	26	23

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7-H19
職員数(人)	107	103	97	90	83	75	70	66	59	▲ 206
	40.4%	38.9%	36.6%	34.0%	31.3%	28.3%	26.4%	24.9%	22.3%	
《内訳(人)》										
一般行政	52	52	47	42	42	39	38	35	32	▲ 107
教育関係	33	31	30	30	24	21	21	21	18	▲ 63
警察関係	22	20	20	18	17	15	11	10	9	▲ 36

- ※ 「指数」は平成19年度の職員数を100としています。
- ※ 採用の抑制等により、平成19年度から約78%減少しています。
- ※ 企業局在職者を除く。

(2) 今後の取組み

給与及び事務事業について、今後、次のとおり見直しを実施していきます。

① 給与の見直し

- ・ 県人事委員会が行う職種別民間給与実態調査等を通じ、民間給与の実態の把握に努めるとともに、国の技能職員・労務職員など行政職俸給表（二）適用職員や他の都道府県の技能労務職員の給与の支給水準などの状況を把握します。
- ・ これらの結果を踏まえて、十分な検討を行い、本県の技能労務職員に適用している給料表や諸手当などについて必要な見直しを行っていきます。

② 事務事業の見直しと職員数

- ・ 技能労務職員については、退職不補充を前提として事務事業の在り方を検討する中で、業務の統合・廃止、民間委託、非常勤化の推進などに取り組んでいきます。
- ・ 一方で、危機管理や守秘義務の観点から民間委託等に馴染まない業務もあることから、これらの業務を行う技能労務職員の採用について検討を進めていきます。